

東京司法書士会 無料電話相談

司法書士ホットライン

東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
<http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>

司法書士ホットライン

(無料電話相談専用ダイヤル)

月 火 水 木 金 12時～15時

03-3353-2700

月 火 金 17時～20時

042-540-0663

東京司法書士会総合相談センター(四谷)



お問い合わせ

平日9時～12時、13時～17時
03-3353-9205

- JR中央線四谷駅徒歩4分
- 地下鉄丸ノ内線四谷駅徒歩4分
- 地下鉄南北線四谷駅徒歩4分

墨田総合相談センター(錦糸町)



お問い合わせ

平日9時～12時、13時～17時
03-3353-9205

- JR総武線錦糸町駅徒歩2分
- 地下鉄半蔵門線錦糸町駅徒歩1分

三多摩総合相談センター(立川)



お問い合わせ

平日10時～16時
042-548-3933

- JR中央線立川駅徒歩6分
- 多摩都市モノレール立川北駅徒歩5分

司法書士に相談しよう

03-3353-2700

042-540-0663

(電話相談専用)

無料電話相談

誰に相談したら良いのかわからない、友達や親に相談できない、相談所に行く時間がない。

急ぎの用件で、大至急相談したい。

そんな時には、司法書士ホットラインへお電話を。良い解決方法が見つかります。

(電話料は自己負担です。)

*相談時間は15分程度でお願いします。

面談予約

電話相談終了後に面接相談を希望される場合は、各相談センター(裏面参照)に予約することができます。

各相談センターに直接お問い合わせください。

司法書士紹介

依頼を希望される方には、司法書士を紹介することもできます。

各相談センターに直接お問い合わせください。

Q. 金融業者がしつこく取り立てに来て困っています

A. 司法書士が金融業者に受任通知を出せば取り立ては止まります。面談の予約をおすすめします。

Q. 裁判所から封筒が来ました

A. 大至急封筒を受け取って、中身を確認しましょう。放っておくと相手の言い分が認められてしまう可能性もあります。まずはお電話でご相談ください。

Q. エステをやめようとしたら、高額の解約料を請求されました

A. 特定商取引法により解約料の上限は2万円または未利用料金の10%、および利用済の料金に限られています。

Q. 入社直前になって内定を取り消されました

A. 内定の取り消しも解雇に準じて考えられるので、採用を求めるか損害賠償の請求ができます。

Q. 父親が多額の借金を残して亡くなりました

A. 家庭裁判所で3か月以内に相続放棄すれば、財産も相続できませんが借金も相続されません。

Q. 住宅ローンを払い終わり、金融機関から書類が送られて来ました

A. 債権譲渡や合併、名義変更等があると、ご自分で抵当権を抹消するのは大変です。登記の専門家である司法書士にお任せください。

Q. 亡くなった夫が不動産を持っていた場合、どうすればいいですか

A. 相続税の申告とともに、不動産の相続登記が必要です。税務署および司法書士にご相談ください。

Q. 司法書士って何をする人?

A. 不動産および商業登記、供託の代理。そして裁判書類の作成が司法書士の業務です。また、帰化申請書等、法務局に提出する書類も作成します。

Q. 認定司法書士って何ですか

A. 司法書士のうち簡易裁判所の訴訟代理権を持つ者です。140万円以内の訴訟、調停、和解等の代理人になれます。債務整理も認定司法書士が行います。

Q. 司法書士は他にどんなことをしてくれるの?

A. 成年後見制度のご利用は司法書士にお任せください。他にも遺言執行、消費者教育、ADR(裁判外紛争解決手続)、企業法務等、幅広い分野で活躍しています。